

八王子市健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づく指導・処分等取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号。以下「条例」という。）の規定に基づく指導、助言、勧告、公表、中止・退出命令、措置命令及び過料処分について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 この事務を取り扱う者は、下記事項を遵守する。

- (1) 第2章以下に定める事務について、時機を逸することなく、的確かつ厳正な処理を行うこと。
- (2) 特定施設の管理権原者等の利益を不当に害することのないよう、適正手続にのっとり事務を遂行すること。
- (3) 事務を取り扱う中で知り得た情報を厳格に管理し、秘密保持を徹底すること。

第2章 指導、助言、勧告及び公表

(指導及び助言)

第3条 八王子市長（以下「市長」という。）は、法第31条及び条例第10条の規定に基づく指導及び助言を行う場合には、指導の相手方に対し、その現状、法令の適用及び取るべき是正の措置並びに勧告、公表、命令及び過料処分のうち該当する可能性のある事実を口頭で伝えるものとする。ただし、相手方から書面の交付を求められた場合には、指導票（第1号様式）を交付する。

- 2 前項の指導等により、管理権原者等が是正内容やその方法を認知しているにもかかわらず、正当な理由なく指導及び助言に従わない場合、市長は、指導票を交付し、更なる指導を行うことができる。
- 3 書面による指導を行う際は、必要に応じ、指導に基づき相手方がとった措置を記載した改善状況報告書（第2号様式）の提出を求めることができる。
- 4 指導及び助言を行った場合は、その内容を以下の項目を記載した台帳に記録を残す。
 - (1) 実施日
 - (2) 施設名称、所在地及び管理権原者の氏名
 - (3) 実施方法
 - (4) 内容

(5) その他必要事項

(勧告)

第4条 市長は、法第32条第1項、法第34条第1項（改正法附則第2条第1項及び改正法附則第3条第1項により読み替えられたものを含む。）、法第36条第1項及び法同条第2項並びに条例第11条第1項の規定に基づき、第3条の指導による措置をとらなかつた場合に、是正勧告書（第3号様式）を交付し、必要な勧告を行うことができる。ただし、やむを得ず是正勧告書の交付が勧告時に間に合わない場合は、口頭での勧告も可能とするが、当該場合であっても、勧告後速やかに是正勧告書を交付すること。

2 勧告は、法及び条例の趣旨、違反の内容、第3条に基づく指導及び助言の頻度、指導及び助言後の対応を踏まえ行う。

また、勧告を行う際は、違反状態が継続した場合に公表、命令及び過料処分の可能性があることに言及する。

3 勧告を行う前に、必要に応じて、管理権原者等に事情の聴取の機会を付与することができる。

4 勧告後、市長は、期日を定め、管理権原者等がとった措置の内容を記載した改善報告書（第4号等式）の提出を求めることができる。

5 勧告を行った場合は、その内容を以下の項目を記載した台帳に記録を残す。

(1) 実施日

(2) 改善勧告書の文書番号

(3) 施設名称、所在地及び管理権原者の氏名

(4) 勧告内容

(5) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）

(6) 事情聴取の実施の有無（実施した場合は、実施日及び実施方法）

(7) その他必要事項

(公表)

第5条 市長は、法第32条第2項、法第34条第2項（改正法附則第2条第1項及び改正法附則第3条第1項により読み替えられたものを含む。）及び法第36条第3項並びに条例第11条第2項の規定に基づき、管理権原者等が、前条に基づく勧告に正当な理由なく従わなかつた場合は、あらかじめ管理権原者等に公表しようとする旨を通知した上で、管理権原者等の氏名、施設名称、所在地、違反事実及び勧告内容について、インターネットの利用その他広く市民に周知する方法により公表することができる。

2 公表後、勧告の対象となった違反状態が改善されたことが確認された場合、確認した日の翌日から起算して14日までに公表を停止する。

3 公表内容が他部・他行政機関に関連する場合は、事前に十分に協議をする。

4 公表を行う際には、個人情報の保護に十分な配慮を行う。

5 公表を行った場合は、以下の項目を記載した台帳に記録を残す。

- (1) 公表期間
- (2) 施設名称、所在地及び管理権原者の氏名
- (3) 公表内容
- (4) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）
- (5) その他必要事項

第3章 命令

（喫煙者に対する命令）

第6条 市長は、法第29条第2項及び条例第8条第2項の規定に基づき、喫煙禁止場所で喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

- 2 中止又は退出命令を行おうとする場合には、命令の内容を明示した上で、併せて違反者の氏名、居住地を確認し、口頭での弁明の機会を付与する。
- 3 中止又は退出命令は、法及び条例の趣旨、違反及び弁明の内容を踏まえ行い、口頭での命令後、速やかに中止・退出命令書（第5号様式）を相手方に交付する。
- 4 命令後、以下の項目を記載した台帳に記録を残す。
 - (1) 違反事実の概要
 - (2) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）
 - (3) その他必要事項

（管理権原者等に対する措置命令）

第7条 市長は、管理権原者等が第4条による勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第32条第3項、法第34条第3項（改正法附則第2条第1項及び改正法附則第3条第1項により読み替えられたものを含む。）及び法第36条第4項並びに条例第11条第3項の規定に基づき、措置命令書（第6号様式）を交付し、期限を定めて、第5条に基づく勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。

- 2 第1項の命令は、法及び条例の趣旨、違反の内容、第3条に基づく指導及び助言の頻度、第4条に基づく勧告後の対応、第8条に基づく聴聞の内容等具体的事由を踏まえて行う。
なお、命令に際しては、必要に応じ、法律専門家の助言を得る。
- 3 措置命令後、市長は、期日を定め、管理権原者等がとった措置を記載した措置報告書（第7号様式）の提出を求める。
- 4 措置命令を行った場合は、その内容を、以下の項目を記載した台帳に記録を残す。
 - (1) 実施日
 - (2) 措置命令書の文書番号
 - (3) 施設名称、所在地及び管理権原者の氏名

(4) 命令内容

(5) その他必要事項

5 措置命令の内容については、原則、インターネットの利用その他広く市民に周知する方法により公表する。

6 公表を行った場合は、その内容を以下の項目を記載した台帳に記録を残す。

(1) 実施日

(2) 公表に係る文書番号

(3) 施設名称、所在地及び管理権原者の氏名

(4) 公表内容

(5) その他必要事項

(聴聞の実施)

第8条 前条に規定する措置命令を行おうとする場合には、聴聞を行うものとする。聴聞を行うときは、予定する措置命令の内容及び聴聞日時を聴聞実施通知書(第8号様式)により、相手方に通知するものとする。

2 聴聞は、健康部健康増進担当課長が主宰する。

3 主宰者は、聴聞を開催するに当たり、処分事案関係職員の出席を求める。

4 聴聞の場において、主宰者又は主宰者の指名する職員が、被聴聞者に対し、予定される措置命令の内容及びその原因となる事実を説明し、事実と相違がないか確認するとともに、弁明の機会を与える。

5 聴聞の期日における審理終結後速やかに、審理の経過を記載した調書(第9号様式)を作成し、措置命令の原因となる事実に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

第4章 過料処分

(法令違反による過料事件)

第9条 市長は、法第76条から法第78条まで、改正法附則第2条第8項、改正法附則第3条第6項及び改正法附則第4条第3項に基づく過料事件の通知が必要と認める場合は、違反した者の住所(法人の場合は、特定施設等の所在地)を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書(第10号様式)に関係書類を添えて通知するものとする。

2 過料事件通知は、法の趣旨、違反の内容、第2章に基づく行政指導及び第3章に基づく行政処分の実施の有無、違反是正に向けた態様等を総合的に考慮し、決定する。

3 過料事件の通知にあたっては、以下の資料を添付する。

(1) 被審人が自然人である場合は、住民票の写し(個人番号の記載がないもの)、法人である場合は、登記事項証明書

(2) 違反があった施設の登記簿抄本

- (3) 過料に処すべき理由を示す書類（管理権原者への連絡の記録、立入検査による現地確認の記録、立入検査時の指導や助言の記録、知事等による勧告、公表や命令の記録等）
- (4) 改正健康増進法の施行に関するQ&A（令和元年6月28日付厚生労働省健康局健康課事務連絡添付）
- (5) その他必要な書類

4 過料事件通知を行った場合は、その内容を以下の項目を記載した台帳に記録を残す。

- (1) 違反事実の概要
- (2) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）
- (3) 通知日時
- (4) 過料事件通知書の文書番号
- (5) 施設名称、所在地及び管理権原者の氏名
- (6) 過料事件通知に至った経緯
- (7) 地方裁判所の判断
- (8) その他必要な事項

（条例違反による過料事件）

第10条 市長は、条例第15条から条例第17条に基づく過料事件の通知が必要と認める場合は過料事件通知書（第11号様式）に関係書類を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 市長は、過料事件の対象とすべき事案について、以下の項目を記載した書面及び関係する証拠書類を知事に提出する。

- (1) 違反事実の概要
- (2) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者の対応状況等）
- (3) 市長の意見
- (4) その他必要事項

3 過料処分の実施、金額の決定は、条例の趣旨、違反の内容、第2章に基づく行政指導及び第3章に基づく行政処分の実施の有無、違反是正に向けた態様、第11条に基づく弁明の内容を総合的に考慮し、知事が決定する。

4 第1項に基づき過料を課す場合は、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和39年東京都条例第135号）の方法に従う。

5 過料処分を行った場合は、知事からの情報提供により、その内容を以下の項目を記載した台帳に記録を残す。

- (1) 処分日及び通知日
- (2) 過料処分決定通知書の文書番号
- (3) 施設名称、所在地及び管理権原者の氏名
- (4) 過料処分に至った経緯
- (5) 過料額

(6) その他必要事項

(弁明の機会の付与の実施)

第11条 前条に規定する処分を知事が行おうとする場合には、弁明の機会の付与する。弁明の機会を設けるときは、過料処分の名宛人に対し、予定される過料処分の内容及び弁明書の提出期限を弁明機会付与通知書（第12号様式）により、通知する。

第5章 その他

(行政処分に対する不服への対応)

第12条 第6条に基づく中止・退出命令、第7条に基づく措置命令並びに第9条及び第10条に基づく過料処分の内容に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求又は行政訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の方法に従う。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条第1項）

指 導 票

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

八王子市長

健康増進法第31条（東京都受動喫煙防止条例第10条）の規定により、次のとおり指導します。

記

1 関係法令

2 違反事実

3 指導の内容

第2号様式（第3条第3項）

改 善 状 況 報 告 書

年 月 日

八王子市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

年 月 日 第 号に基づき指導のあった改善を要する事項について、下記のとおり報告する。

記

1 改善を要する事項

2 改善状況又は方策

3 改善時期

第3号様式（第4条第1項）

是 正 勸 告 書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

八王子市長

健康増進法第 条第 項（東京都受動喫煙防止条例第11条第1項）の規定により、
次のとおり勸告します。

記

- 1 関係法令
- 2 違反行為者
- 3 違反事実
- 4 勸告の内容
- 5 勸告の理由
- 6 措置完了報告書提出期限

第4号様式（第4条第4項）

改 善 報 告 書

年 月 日

八王子市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

年 月 日 第 号に基づき勧告のあった改善を要する事項について、下記のとおり報告する。

記

1 改善を要する事項

2 改善状況又は方策

3 改善時期

(表)

第5号様式(第6条第3項)

中止・退出命令書

第 号

年 月 日

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者氏名)

八王子市長

健康増進法第29条第2項(東京都受動喫煙防止条例第8条第2項)の規定により、次のとおり命令します。

記

- 1 関係法令
- 2 違反行為者
- 3 違反事実
- 4 命令の内容
- 5 命令の理由

(裏)

第5号様式 (第6条第3項)

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、八王子市を被告として(訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(表)

第6号様式(第7条第1項)

措置命令書

第 号

年 月 日

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者氏名)

八王子市長

健康増進法第 条第 項(東京都受動喫煙防止条例第11条第3項)の規定により、
次のとおり命令します。

記

1 関係法令

2 違反行為者

3 違反事実

4 命令の内容

5 命令の理由

6 措置報告書提出期限

(裏)

第6号様式（第7条第1項）

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第7条第3項）

措置報告書

年 月 日

八王子市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

年 月 日 第 号に基づき勧告のあった改善を要する事項について、下記のとおり報告する。

記

1 措置を要する事項

2 措置状況又は措置方針

3 措置完了時期

(表)

第8号様式(第8条第1項)

聴聞実施通知書

第 号

年 月 日

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者氏名)

八王子市長

下記のとおり不利益処分を行う予定です。

については、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号(八王子市行政手続条例(平成7年条例第28号)第13条第1項第1号)の規定により聴聞を行うので、通知します。

記

1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令(条例)の条項

(1) 処分の内容

(2) 根拠法令

健康増進法第 条第 項(東京都受動喫煙防止条例第 条)

2 処分の原因となる事実

3 聴聞の期日及び場所

(裏)

第8号様式 (第8条第1項)

- 注1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するときまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

第9号様式（第8条第5項）

聴聞調書

- 1 聴聞の件名

- 2 聴聞の期日及び場所

- 3 主宰者の職名及び氏名

- 4 聴聞の期日に出席した当事者の氏名及び住所

- 5 聴聞に当事者が出席しなかった場合のその者の氏名及び住所並びに正当理由の有無

- 6 説明を行った職員の職名及び氏名

- 7 職員の説明の要旨

- 8 当事者の意見の陳述（陳述書）の要旨

- 9 証拠書類目録

第10号様式（第9条第1項）

過料事件通知書

第 号

年 月 日

地方裁判所

様

八王子市長

下記の者については、健康増進法第 条第 項に違反しており、同法第 条第 号の規定に基づき、 万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知します。

記

1 違反者の氏名及び住所地（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

2 事件の概要

3 添付書類

4 参考資料

改正健康増進法の施行に関するQ&A（「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの改正について」（令和元年6月28日付厚生労働省健康局健康課事務絡））

第11号様式（第10条第1項）

過料事件通知書

第 号

年 月 日

東京都知事

殿

八王子市長

下記の者については、健康増進法第 条第 項に違反しており、同法第 条第 号の規定に基づき、 万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知します。

記

1 違反者の氏名及び住所地（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

2 事件の概要

3 添付書類

4 参考資料

改正健康増進法の施行に関するQ&A（「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの改正について」（令和元年6月28日付厚生労働省健康局健康課事務連絡））

第12号様式（第11条）

弁明機会付与通知書

第 号

年 月 日

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

東京都知事

下記のとおり不利益処分を行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号（東京都行政手続条例（平成6年条例第142号）第13条1項第2号）の規定により弁明の機会を付与しますので、通知します。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令（条例）の条項
 - （1）処分の内容
 - （2）根拠法令
健康増進法第 条第 項（東京都受動喫煙防止条例第 条）
- 2 処分の原因となる事実
- 3 弁明書及び証拠書類等の提出先
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎29階
東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担当
- 4 弁明書及び証拠書類等の提出期限
- 5 その他
 - （1）弁明書には、①都における文書番号、②弁明を提出する者の氏名及び住所、③弁明に係る不利益処分の原因となる事実、④その他弁明の事案についての意見を記載してください。
 - （2）提出期限までに弁明書が提出されないとき、改めて弁明の機会の付与を行いません。